

平成28年度 定期監査結果に基づく措置状況等の報告（個別事項）

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 平成28年度
3. 監査結果報告 平成28年12月16日

所属等	定期監査結果（指摘事項）	措 置 状 況 等
地域づくり推進課	上半期で400時間を超える時間外勤務を行っている職員もおり、過度に特定の職員に業務が集中することのないよう所属長の指導やマネジメントによる業務改善等により、時間外勤務時間数の平準化はもとより削減に向けて早急に対策を講じられたい。	<p>【措置済】 措置日：平成29年10月2日</p> <p>課長の指導のもと他所属と協議の上、業務を精査しました。課内での業務分担見直しにより、平準化を図りました。</p> <p>上記取組みにより、</p> <p>28年度上半期 986時間（一人あたり247時間）</p> <p>29年度上半期 513時間（一人あたり128時間）と、ほぼ半減しました。</p>
介護高齢福祉課	上半期で450時間を超える時間外勤務を行っている職員もおり、過度に特定の職員に業務が集中することのないよう所属長の指導やマネジメントによる業務改善等により、時間外勤務時間数の平準化はもとより削減に向けて早急に対策を講じられたい。	<p>【措置済】 措置日：平成29年10月2日</p> <p>平成29年度から職員の増員、及び事務処理手順を見直したこと等により、平成29年9月末現在、1,957時間（前年同月末4,198時間）となり、また9月の一人当たりの平均時間外勤務は8.75時間となった。</p>
上下水道部 経営企画課	上半期で550時間を超える時間外勤務を行っている職員もおり、過度に特定の職員に業務が集中することのないよう、所属長の指導やマネジメントによる業務改善と併せて水道部内での相互支援体制を構築するなど、時間外勤務時間数の平準化はもとより削減に向けて早急に対策を講じられたい。	<p>【措置済】 措置日：平成29年10月2日</p> <p>各職員の業務経験年数やスキルを視野に入れながら、業務担当の見直しを行い、時間外勤務時間数の平準化と業務全体の効率化を図った。（1人あたりの上半期時間外勤務時間数は、昨年度396時間から今年度191時間へ半減した。）</p>